

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 29 年 8 月 17 日

株主各位

大阪市北区角田町 8 番 1 号
梅田阪急ビルオフィスタワー19 階
ライク株式会社
代表取締役社長 岡本 泰彦

当社は、平成 29 年 7 月 14 日開催の取締役会において、平成 29 年 9 月 1 日（金曜日）を効力発生日として、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 29 年 8 月 31 日（木曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

記

お知らせ及びご注意

- 平成 29 年 9 月 1 日（金曜日）をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種お手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続をお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申し出下さい。
特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
お問い合わせ先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031（通話料無料）